

ふるさと回帰対策事業助成金交付要綱

(助成金の目的)

第1条 公益財団法人徳島県市町村振興協会は、県と市町村で組織する「とくしま」ふるさと回帰推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する、ふるさと回帰対策事業に係る市町村の負担金について、この要綱に定めるところにより、市町村に対し助成金を交付する。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、協議会が実施する事業のうち、地方財政法第32条の総務省令で定める事業として公益財団法人徳島県市町村振興協会理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めた事業とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、毎年度予算の範囲内で定める。

(助成金の交付申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする市町村長は、助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を理事長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び交付)

第5条 理事長は、前条の規定による様式第1号の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは助成金の交付決定を行うとともに、助成金を交付するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。